

繊維製品染色糊の製造に使用する原材料である旨の証明書交付申請書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊞  
輸入業者 住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊞

繊維製品染色糊の製造に使用する原材料であることについて、関税暫定措置法施行令第2条第2項の証明書の交付を受けたいので、下記により申請します。

なお、この申請は、真実に相違なく、下記のもち米の粉又はミールはこの申請書に記載する用途以外の用途には使用しません。

記

- 1 もち米の粉又はミールの種類及び数量
- 2 輸入単価
- 3 輸入港
- 4 輸入年月日（予定）
- 5 輸入年月日が属する会計年度における輸入数量の累計

証 明 書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

印

上記申請に係るもち米の粉又はミールは、繊維製品染色糊の製造に使用する原材料であることを証明する。

ただし、数量の増減は、1の数量の±3%以内に限る。